令和８年度　米原市人事行政の運営等の状況

米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況を公表します。

令和８年９月３０日

米　原　市　長　　角　田　航　也

１　職員の任免および職員数に関する状況

（１）　採用の状況（令和７年４月２日から令和８年４月１日まで）　　（単位：人）

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	２	１０	１２
土木技術職	１	０	１
保健師	０	１	１
保育教諭	０	４	４
司書	０	０	０
技能労務職	０	０	０
教育職（県から）	４	２	６
合　　計	７	１７	２４

※　「(県から)」は、滋賀県および滋賀県教育委員会からの派遣職員です。

（２）退職の状況（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで）　　（単位：人）

区分／退職理由	定年	死亡	懲戒免職	分限免職	普通	任期満了	計
一般行政職等	０	０	０	０	２２	０	２２

※　退職理由「普通」欄については、県への帰任職員６人を含む人数です。

（３）職員の昇任の状況（令和８年４月１日）　　（単位：人）

区分	部長級	次長級	課長級	参事級	課長補佐級	主幹級
一般行政職等	４	２	９	０	９	６

※　定期人事異動での主幹級以上の昇任者数です。

（４）職員数の状況（任命権者別職員数：各年４月１日現在）　　（単位：人）

区分	令和６年	令和７年	令和８年
市長の事務部局	３３２	３３７	３４２
議会事務部局	5	5	5
教育委員会事務部局	５３	５４	５０
監査委員事務部局	1	1	1
公平委員会	1	1	1
農業委員会事務局	4	3	3
企業職員	１６	１６	１６
合　　計	４１２	４１７	４１８

※　職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時および非常勤職員を除いています。

（５）部門別職員数の状況（各年４月１日現在）　　（単位：人）

部門＼区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和７年	令和８年		
一般行政	議会	5	5	0	
	総務･企画	８５	９０	5	
	税務	１６	１５	△１	
	民生	１４５	１４６	1	
	衛生	２６	２４	△２	
	労働	1	1	0	
	農林水産	２５	２４	△１	
	商工	１０	１２	2	
	土木	２４	２４	0	
	小計	３３７	３４１	4	
特別行政	教育	５４	５０	△４	
	小計	５４	５０	△４	
普通会計計		３９１	３９１	0	
公営企業	病院	0	0	0	
	水道	8	8	0	
	下水道	8	8	0	
	その他	１０	１１	1	
	小計	２６	２７	1	
総合計		４１７	４１８	1	

※　職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時および非常勤職員を除いています。

（６）フルタイム会計年度任用職員の状況（各年４月１日現在）　　（単位：人）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和７年	令和８年		
フルタイム会計年度任用職員	９６	１１２	１６	業務整理による適切な配置を行ったため

２　職員の人事評価の状況

平成 19 年度から実施してきました人事考課制度については、地方公務員法の一部改正（平成 28 年４月１日施行）に伴い、内容を見直し、平成 28 年度から新たな人事考課制度に基づき運用しています。職員の職務に対する業績および能力等を適正に考課するとともに、人事考課の結果は、人材育成、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用します。

項目		内容
考課の構成	能力考課（５段階考課）	職務能力の向上につながる行動パターンを考課項目として示し、発揮した能力を考課するもの
	業績考課（５段階考課）	あらかじめ設定した目標に対する結果（仕事の成果）を考課するもの。部長および所属長は目標管理制度により運用する。
	全体考課（５段階考課）	能力考課、業績考課の考課結果および目標以外の取組を踏まえて総合的に考課するもの
考課期間		上半期（４～９月）および下半期（10 月～３月）の年２回
考課の方法		自己考課の後、第１次考課、第２次考課による複数考課を基本とする。

３　職員の給与の状況

（１）人件費の状況（令和７年度　普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和７年度末現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	（参考）令和６年度の人件費率
36,387 人	24,214,234 千円	737,931 千円	4,675,580 千円	19.3%	15.7%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みますが、職員に係る児童手当は含みません。

（２）職員給与費の状況（令和７年度　普通会計決算）

職員数（A）	給与費				１人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
391 人	1,437,361 千円	292,843 千円	620,556 千円	2,350,760 千円	6,012 千円

※　職員手当には、児童手当、退職手当を含みません。

※　給与費には、非常勤職員の報酬等は含みません。

※　職員数は、令和７年４月１日現在の普通会計上での人数です。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

区分	令和６年	令和７年
一般行政職	９９．１	９９．２

※　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

（４）職員の平均給料月額および平均年齢（令和８年４月１日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
米原市	３３８，４００円	４１．８歳	２８１，１００円	４５．１歳
国	３３２，２３７円	４１．９歳	２９４，５６７円	５１．３歳

※　職員の給料は、職種、学歴、経験年数などにより決定されます。国は、令和７年４月１日現在

（５）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		米原市	国
一般行政職	大学卒	２３２，０００円	２３２，０００円
	高校卒	２００，３００円	２００，３００円

（６）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	299,100 円	323,100 円	346,600 円
	高校卒	266,100 円	299,100 円	323,100 円

（７）一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
標準的な職務内容		主事	主事	主査・主任	主幹	課長補佐	課長・参事	部長・次長	
職員数		３７人	２７人	７５人	７人	５５人	３２人	１３人	２４６人
構成比		15.0%	11.0%	30.5%	2.8%	22.4%	13.0%	5.3%	100.0%
参考	１年前の構成比	14.7%	11.0%	28.6%	4.1%	24.9%	12.2%	4.5%	100.0%
	５年前の構成比	11.9%	13.9%	27.1%	8.6%	22.6%	9.8%	8.5%	100.0%

※　職員の給料は、職務の程度に基づき、級ごとに区分されています。一般行政職の職員に適用される行政職給料表は１級から７級に分かれており、ここではその職員数と構成比を表記しています。なお、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を示しています。

（８）職員手当の状況

職員手当の支給状況は次のとおりです。

ア　期末・勤勉手当の支給割合（令和８年４月１日現在）　（単位：月）

区分	米原市		国
	期末手当	勤勉手当	
６月期	１．２６２５	１．０６２５	２．３２５
１２月期	１．２６２５	１．０６２５	２．３２５
計	２．５２５	２．１２５	４．６５
職制上の段階、職務の等級による加算措置　５～１５％			

イ　退職手当の支給率（令和８年４月１日現在）　　（単位：月）

区分	米原市		国
	自己都合	定年等	定年等
勤続２０年	１９．６６９５	２４．５８６８７５	２４．５８６８７５
勤続２５年	２８．０３９５	３３．２７０７５	３３．２７０７５
勤続３５年	３９．７５７５	４７．７０９	４７．７０９
最高限度額	４７．７０９	４７．７０９	４７．７０９
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（２％～２０％）		

ウ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）	７３６，６００円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	３２，０２６円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）	５．７％
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	診療所勤務職員	感染症防疫作業	日額　500 円
		結核患者指導	日額　50 円
行旅病死人手当	行旅病死人取扱業務に従事する職員	行旅病傷人の救護業務	日額　1,000 円
		行旅死亡人の死体の処理作業	日額　3,000 円
福祉業務手当	福祉事務所勤務職員（査察指導員およびケースワーカー）	生活保護業務	月額　5,000 円
放射線手当	診療所勤務職員	放射線作業に従事	日額　230 円
除雪手当	除雪作業に従事する職員	除雪車による除雪作業	1時間当たり 600 円
動物捕獲等手当	動物の捕獲等に従事する職員	動物の捕獲作業または動物の死体処理作業	日額　300 円
有害鳥獣駆除手当	有害鳥獣駆除に従事する職員	指定有害哺乳類の殺処分を伴う作業	1頭　1,000 円（従事した日 1 日につき 3,000 円を限度とする。）
		殺処分した指定有害哺乳類の死体の処理作業	日額　1,000 円

※　「支給職員１人当たり平均支給年額」については、普通会計の決算額を普通会計の支給実人員数で除して算出しています。

エ　時間外勤務手当

令和７年度	支給実績	９４，５４１千円
	職員１人当たり平均支給年額	３７４千円
令和６年度	支給実績	９６，７０４千円
	職員１人当たり平均支給年額	３９３千円

※　「支給実績」については、水道事業会計および下水道事業会計を除く特別会計と普通会計の決算額の合計です。「職員１人当たり平均支給年額」については、管理職員、水道事業職員および下水道事業職員を除いた職員数で算出しています。

オ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

区分	内容および支給単価（月額）		支給実績（令和７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	配偶者以外の扶養親族１人につき 子１人につき	6,500 円 13,000 円	39,490 千円	262 千円
	16 歳から 22 歳までの子についての加算	5,000 円		
地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	４％	33,314 千円	82 千円
住居手当	借家（限度額）	28,000 円	16,897 千円	277 千円
通勤手当	交通機関等の利用（限度額）	150,000 円	25,465 千円	71 千円
	自動車等の使用	2,000 円～ 66,400 円		
	駐車場の利用（限度額）	5,000 円		
管理職手当	部長 次長 課長 参事 課長補佐	85,000 円 74,300 円 63,100 円 58,000 円 50,900 円	88,154 千円	683 千円
宿日直手当	日直 常直	(日)4,700 円 (月)23,500 円	282 千円	282 千円

※　「支給実績」については、水道事業会計および下水道事業会計を除く特別会計と普通会計の決算額の合計です。「職員１人当たり平均支給年額」については、水道事業職員および下水道事業職員を除いた支給実人員数で除して算出しています。

（９）特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区分		給料・報酬月額	退職手当	期末手当
給料	市長	785,000 円	(1 期の手当額) 16,202,400 円	６月期　１．７５ 12 月期　１．７５ 計　３．５
	副市長	670,000 円	8,361,600 円	
	教育長	640,000 円	4,608,000 円	

報酬	議長	420,000 円		
	副議長	360,000 円		
	常任委員会委員長 議会運営委員会委員長	345,000 円 345,000 円		
	議員	330,000 円		

※　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額および支給率に基づき、１期（市長および副市長は４年＝48 月、教育長は３年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	１日の勤務時間			休憩		
	時間	開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38 時間 45 分	7 時間 45 分	８：３０	１７：１５	60 分	１２：００	１３：００

※時差出勤勤務等により、勤務時間の開始または終了時刻を繰り上げ、または繰り下げることがあります。

（２）休暇制度の概要（令和８年４月１日現在）

種類		付与日数	備考
年次有給休暇		１年につき 20 日	
育児休業		子が３歳になるまでの期間	
介護休暇		配偶者、父母、子等が負傷、疾病または老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間（２週間から６か月まで）	
病気休暇		傷病などで医師の診断書等により勤務が困難と認められる期間	最高 90 日
特別休暇	選挙権等の行使に係る休暇	必要と認められる期間	
	証人等による出頭休暇	必要と認められる期間	
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	
	社会貢献活動休暇	年間５日以内	
	結婚休暇	連続する５日以内	結婚の日の５日前の日から結婚の日の後１月の間
	出生支援休暇	５日以内（通院等が体外受精、顕微授精による場合は 10 日以内）。	不妊治療のため通院等が必要な場合
	産前休暇	出産日までの８週間以内	
	産後休暇	出産日の翌日から８週間以内	
	育児時間休暇	１日２回 30 分以内	生後１年以内
	妻の出産	２日以内	時間休可
	育児参加休暇	５日以内	出産予定日の６週間前から出産の日以後１年まで

	子の看護等休暇	年間５日から 10 日以内	時間休可
	短期介護休暇	年間５日から 10 日以内	時間休可
	忌引休暇	１日～10 日	親族関係に限る。
	夏季休暇	５日以内	６月～10 月
	災害・事故休暇	必要と認められる期間	
	生理休暇	２日以内	
	妊婦の通勤緩和	１日を通して１時間を超えない範囲	
	妊婦の健康診査	任命権者が必要と認める期間	
	つわり休暇	７日以内	

（３）一般職員の年次有給休暇の取得状況（令和６年）

平均取得日数	消化率
１２．４日	３２．７％

※　令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

（４）育児休業等の取得状況（令和７年度）　（単位：人）

区分	育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	部分休業取得者数
男性職員	7	0	2
女性職員	１３	1	9
計	２０	1	１１

5　職員の分限および懲戒処分の状況

（１）分限処分者数（令和７年度）

分限処分とは、公務能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、心身の故障などの事由により職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う処分で、免職、休職、降任、降給があります。

（単位：人）

処分事由	免職	休職	降任	降給	計
勤務成績が良くない場合（法第 28 条第１項第１号）	0	0	0	0	0
心身の故障の場合（法第 28 条第１項第２号、第２項第１号）	0	7	0	0	7
職に必要な適格性を欠く場合（法第 28 条第１項第３号）	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃または予算の減少により廃職、過員が生じた場合（法第 28 条第１項第４号）	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合（法第 28 条第２項第２号）	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合（法第 27 条第２項）	0	0	0	0	0

計	0	7	0	0	7

※　法とは「地方公務員法」をいいます。

※　同一職員が複数回にわたって同一事由により休職処分をされた場合は、年間を通して１回として計上しています。

（２）懲戒処分者等数（令和７年度）

懲戒処分とは、公務における規律および秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分で、免職、停職、減給、戒告があります。

（単位:人）

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合（法第 29 条第１項第１号）	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合（法第 29 条第１項第２号）	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合（法第 29 条第１項第３号）	0	0	0	1	1
計	0	0	1	1	2

※　法とは「地方公務員法」をいいます。

６　職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 30 条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等および上司の職務上の命令に従う義務など、次の守るべき義務も規定されており、職員は、服務の根本基準を念頭におきながら、服務上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

（１）命令に従う義務
（２）信用失墜行為の禁止
（３）秘密を守る義務
（４）職務に専念する義務
（５）政治的行為の制限
（６）争議行為等の禁止
（７）営利企業等従事制限

７　職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正（平成 28 年４月１日施行）により、退職管理に関する事項が規定され、営利企業等に再就職した元職員の現職職員への依頼等が規制されました。

この改正に伴い、米原市職員の退職管理に関する条例を制定し、部長の職にあった者に対し、

退職後２年間、再就職情報の届出を義務付けており、職務の公正な執行および住民の信頼の確保を図ります。

８　職員の研修の状況

研修の実施状況（令和７年度）

種別	研修名	実施回数	受講人数
職場研修	所属別人権研修	随時	233 人
	所属別公務員倫理研修	随時	1,389 人
	所属別接遇研修	随時	76 人
	所属別セルフ研修	随時	134 人
	新任職員研修	2 回	19 人
	所属長職員研修	1 回	30 人
	メンター・メンティー研修	1 回	31 人
	ハラスメント防止研修	1 回	45 人
	接遇レベルアップ研修	1 回	28 人
	折衝力・交渉力向上研修	1 回	14 人
	アンガーマネジメント研修	1 回	25 人
	チームビルディング研修	1 回	10 人
	考課者研修	1 回	36 人
	セルフマネジメント研修	1 回	16 人
	課題形成と課題解決研修	1 回	18 人
	判断力強化研修	1 回	15 人
	メンタルヘルス（セルフケア研修）	1 回	20 人
	コンプライアンス推進研修	1 回	13 人
	事務事業改善提案・実践研修	1 回	12 人
	ベテラン職員研修	1 回	9 人
	交通安全意識向上研修	1 回	44 人
	人権研修	1 回	19 人
	不当要求行為等対策研修	1 回	29 人
	管理職のためのキャリア形成支援研修	1 回	7 人
	内定者研修	1 回	21 人
	生成 AI 利活用研修	1 回	20 人
	EBPM 研修	1 回	17 人
	小　　計		2,330 人
職場外研修	滋賀県市町村職員研修センターへの派遣研修		137 人
	滋賀県建設技術センターへの派遣研修		11 人
	全国市町村国際文化研修所への派遣研修		2 人
	日本経営協会		2 人
	小　　計		152 人
合　　計			2,482 人

１　職場研修においては、職員としての基本姿勢を徹底するため、人権の尊重、公務員倫理および接遇等の研修を実施しました。また、政策形成入門研修、交通安全研修その他

職務遂行能力の向上に係る研修等による職員の育成に取り組みました。

２　職場外研修においては、階層別研修や実務的専門研修を中心に、滋賀県市町村職員研修センターをはじめとする各種研修機関への派遣を積極的に行いました。

９　職員の福祉および利益の保護の状況

（１）職員の健康管理に関する状況（令和７年度）　　（単位：人）

区分	受診対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	４２２
大腸検診	３５歳以上の職員	２４０
胃検診	３５歳以上の職員	９９
子宮頸がん検診	２０歳以上の女性職員	７４
乳がん検診	２０歳以上の女性職員	７７

（２）公務災害の状況（令和７年度）　（単位：件）

公務災害	6
通勤災害	2

※当年度に認定した件数

（３）職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条および米原市職員の厚生制度に関する条例（平成 17 年米原市条例第 30 号）に基づき、米原市職員互助会を組織しているほか一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に事業を行わせています。

米原市職員互助会は会員の負担する会費で、また、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員が負担する会費と公費から支出する負担金で運営されています。

ア　会員数（令和８年４月１日現在）

米原市職員互助会　421 人

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会　421 人

イ　会費　　米原市職員互助会　給料月額×2／1000

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会　標準報酬月額×3.3／1000

ウ　市負担金　米原市職員互助会　なし

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会　標準報酬月額×2.7／1000

（令和８年度当初予算　5,479 千円）

エ　主な事業（令和７年度）

（ア）公益事業（講演会等の開催に伴う費用に対する助成）

（イ）福利事業（傷病見舞金、家族傷病見舞金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、永年在会祝金、せん別金、会員特別給付金、弔慰金、家族弔慰金、非常災害見舞金、長期療養会員見舞金）

（ウ）厚生事業（家庭用常備薬等の配付、銀婚慶祝、ドック補助金、スポーツ・文化事業、リフレッシュ事業、子育て支援事業、研修会等参加費用補助金、メンタルカウンセラー派遣事業、契約施設等）

（エ）保険事業（団体終身保険、団体地方公務員賠償責任保険）

10　公平委員会の業務の状況（令和７年度）

事項	要求・請求件数	審理継続中	審理終了	審理状況
勤務条件に関する措置の要求の状況	―	―	―	―
不利益処分についての審査請求の状況	―	―	―	―